

1. 現行規制

表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則違法
(ガイドライン第2部 第25(3))

2. 課題認識

欧州は再販売価格拘束と同等の行為として扱われており、比較的厳しい規制だが、米国では、実売価格（消費者が実際に購入する価格）を拘束しなければ、小売が表示する価格をメーカーがある程度コントロールしても独禁法上問題となるおそれは大きくないと考えられている。実売価格を制限せず、小売業者に対して表示価格を拘束しないような場合には、表示価格に関して小売業者とメーカーが協力する余地を認めても良いのではないか。

3. 欧米との比較

米国：Unilateral Pricing Policy（メーカーから特定商品の販売価格を一方的に指定し、守られていない場合には商品供給を停止する施策）により、価格に関する合意が認められなければ違法ではないと解釈されている。また、メーカーが指定する表示価格（Minimum Advertisement Price）に連動したリベートの運用は違法とされるケースは少ない（メーカーが希望する表示を行わない場合、リベートを変更するなど）

4. 改正要望

- 流通業者とメーカーが表示価格に関して協力する余地を残す。
- 新製品（特に画期的な新製品）の発売から一定期間（1～3ヶ月間）は表示価格を指定する（拘束はしない）ことを例外的に違法としない。
 - メーカーが希望する表示価格にリベートプログラムを連動させ、指定する表示価格を守らなかった場合に販促リベートを引き下げること
は合法とする。 など
- ★ 実売価格を拘束しない／価格が維持されるおそれがある場合は違法

改正の方向性

- 安売業者への販売禁止について、原則違法の取扱いを撤廃するか、例外として問題とならないケースを明確にする。

安売り業者への販売禁止は非価格制限行為に分類されるものであり、原則違法の取扱いとすることは違和感がある。安売り業者への販売禁止によって、常に「流通業者間の競争が妨げられ、流通業者がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し、又は引き上げられることができるような状態」になることはないのではないか。

現行ガイドラインの「選択的流通」においては、「たとえメーカーが選択的流通を採用した結果として、特定の安売り業者等が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことができなかつたとしても、通常、問題とはならない」とされており、原則違法としている取扱いと矛盾しているようにも見える。

安売り業者への販売禁止については他の非価格制限行為に比べ、価格維持効果が生じやすい傾向があるかもしれないが、行為規制ではなく、違法性の判断基準はあくまで価格維持効果の有無とするのが適切ではないか。あるいは、事業者の予見可能性を高める観点から、再販売価格維持において明確化された「正当な理由」のよ

うに、少なくとも問題とならないケースを明確化すべきではないか。

流通・取引慣行ガイドライン策定以降の主要な審判決例

1 安売り業者への販売制限

	件名 【勧告(命令)日 (審決日)】	流取G L 該当箇所	違反法条	概要
1	(株)ホビージャパンに対する件 (平9(勸)14) 【平9.10.22 (平9.11.28)】	第3部第3の2(3) (並行輸入品取扱い業者への販売制限) 第2部第1の2 (再販売価格の拘束) 第2部第2の4(4) (安売り業者への販売禁止)	旧一般指定 第12項(再販) 第13項(拘束条件付取引)	「マジック：ザ・ギャザリング」と称するトレーディングカードゲーム(以下「マジック」という。)の販売に関し、並行輸入品を販売している小売業者等マジックを安売りするおそれのある小売業者にはマジックを販売しないよう条件を付けて取引先卸売業者と取引し、また、自ら又は取引先卸売業者を通じて、希望小売価格を維持させる条件を付けて供給していた。
2	(株)ナイキジャパンに対する件(平10(勸)17) 【平10.6.29(平10.7.28)】	第2部第1の2(再販売価格の拘束) (実効性確保手段) 第2部第2の6(小売業者の販売方法に関する制限(広告・表示価格の制限)) 第2部第2の4(4)(安売り業者への販売禁止) 第3部第3の2(2)(販売業者に対する並行輸入品の取扱い制限)	旧一般指定 12項 (再販売価格の拘束)	ナイキブランドのスポーツシューズの販売に関し、小売業者に対し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、希望小売価格等で販売すること、並行輸入品を取り扱わないこと及び希望小売価格を下回る価格を表示した新聞折込み広告等を行わないことを要請するとともに、希望小売価格で販売する等の基準を満たす店舗に対してのみ人気のある製品を取り扱わせること等の措置を講ずることにより、希望小売価格等で販売するようにさせていた。
3	松下電器産業(株)に対する件(平13(勸)8) 【平13.6.29 (平13.7.27)】	第2部第2の4(4)(安売り業者への販売禁止)	旧一般指定 2項 (その他の取引拒絶)	不当に、代理店等に、松下電器製品の廉売を行う未取引小売店に対する松下電器製品の販売を拒絶させていた。

2 広告・表示価格の制限

	件名 【勧告(命令)日 (審決日)】	流取G L 該当箇所	違反法条	概要
1	ヤマハ東京(株)に対する件(平3(勸)6) 【平3.6.11(平3.7.25)】	第2部第2の6(小売業者の販売方法に関する制限(広告・表示価格の制限))	旧一般指定 13項 (拘束条件付取引)	モーターサイクルの滞留在庫品について、小売業者に対し、店頭ビラ、チラシ又は専門雑誌における広告において、同社の定めた小売目安価格を下回る価格表示を行わないことを指示し、これらの指示を遵守させている。
2	松下エレクトロニクス(株)に対する件 (株)日立に対する件 ソニーネットワーク販売(株)に対する件	第2部第2の6(小売業者の販売方法に関する制限(広告・表示価格の制限))	旧一般指定 13項 (拘束条件付取引)	新型家電製品について、取引先量販店に対し、メーカー希望小売価格とは別に、市場における実勢小売価格を想定して定められたメーカー希望小売価格のおおむね10%引き程度の価格を示し、新聞折込み広告、店頭表示等において、この価格を下回る価格での表示を行わないよう要請し、これを遵守させていた。

	る件 東芝東日本ライ フエレクトロニク ス(株)に対する件 (平5(勸)1~ 4) 【平5.2.10(平 5.3.8)】			
3	佐藤製薬(株)対 する件(平5 (勸)12) 【平5.6.4(平 5.6.29)】	第2部第1の2(再販売 価格の拘束) (実効性確保手段) 第2部第2の6(小売業 者の販売方法に関する 制限(広告・表示価格 の制限)) 第2部第2の4(3) (仲間取引の禁止)	旧一般指定 12項 (再販売価 格の拘束)	同社製造のミニドリンク剤のうちユンケル黄帝L 等3品目について再販売価格を維持していた。 (ユンケル皇帝ゴールド及びユンケルDについて、 新聞折込みチラシ、店舗内のポスター、値札等にお いて希望小売価格より低い価格を表示しないこと 及び他の小売業者等に転売しないことを要請。実 効性確保手段)
4	東北セルラー電 話(株)に対する件 (平9(勸)11) 【平9.10.8(平 9.11.5)】	第2部第2の6(小売業 者の販売方法に関する 制限(広告・表示価格 の制限))	旧一般指定 13項 (拘束条件 付取引)	「cellular」の商標を付した携帯電話機について、 取引先代理店が新聞折込み広告等において表示 する価格を、また、取引先代理店を通じて、取扱店 が新聞折込み広告等において表示する価格を、そ れぞれ制限(新聞折込み広告、新聞広告、店頭等 において表示する販売価格について、同社が定めた最 低価格を下回る価格表示を行わないこと。)してい た。
5	(株)ナイキジャパ ンに対する件(平 10(勸)17) 【平10.6.29(平 10.7.28)】	第2部第1の2(再販売 価格の拘束) (実効性確保手段) 第2部第2の6(小売業 者の販売方法に関する 制限(広告・表示価格 の制限)) 第2部第2の4(4)(安 売り業者への販売禁 止) 第3部第3の2(2)(販 売業者に対する並行輸 入品の取扱い制限)	旧一般指定 12項 (再販売価 格の拘束)	ナイキブランドのスポーツシューズの販売に関し、 小売業者に対し、自ら又は取引先卸売業者を通じ て、希望小売価格等で販売すること、並行輸入品を 取り扱わないこと及び希望小売価格を下回る価格 を表示した新聞折込み広告等を行わないことを要 請するとともに、希望小売価格で販売する等の基 準を満たす店舗に対してのみ人気のある製品を取 り扱わせること等の措置を講ずることにより、希望 小売価格等で販売するようにさせていた。
6	アルパイン(株)に 対する件(平12 (勸)15) 【平12.12.19 (平13.1.23)】	第2部第2の6(小売業 者の販売方法に関する 制限(広告・表示価格 の制限))	旧一般指定 13項 (拘束条件 付取引)	カーオーディオ及びカーナビゲーションシステム 並びにこれらに付随する製品について、直接又は地 区販売会社を通じて、取引先小売業者に対し、(新 聞折込み広告、店頭表示等において)標準小売価格 を下回る価格による価格表示を行わないようにさ せる条件を付けて取引していた。
7	ジェイフォン(株) に対する件(平 15(勸)21) 【平15.7.28(平	第2部第2の6(小売業 者の販売方法に関する 制限(広告・表示価格 の制限))	旧一般指定 13項 (拘束条件 付取引)	カメラ付き携帯電話機の新機種及び売れ筋機種の 関東甲信地区における販売に関し、店頭又はチラシ 広告において、一般消費者に対する販売価格の目安 として定めた参考価格又は想定価格と称する価格

	15.9.4)】			を表示するようにさせていた。
8	ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)に対する件(平22(措)20) 【平22.12.1】	第2部第2の6(小売業者の販売方法に関する制限(広告・表示価格の制限))	一般指定 12項 (拘束条件付取引)	取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビュー90枚パックの販売及びワンデーアキュビューモイスト90枚パックの販売に関し、それぞれ、当該製品の販売開始以降、当該取引先小売業者に対し、広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。 DDプランと称する販売促進策の対象事業者として、ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)が選定した取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビューモイスト30枚パックの販売に関し、遅くとも平成21年12月以降、当該取引先小売業者に対し、ダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。

欧州における価格に関する広告・表示制限についての主な決定等

1. 措置

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Yamahaに対する件（2003年） 欧州委員会	再販売価格の維持を容易にする行為（MAP） オンライン販売に関連する再販売価格維持行為	<ul style="list-style-type: none"> Yamahaは、欧州において選択的流通システムの下ピアノ等の楽器の製造販売を行っており、欧州各国におけるYamaha子会社は、認定流通業者との間で選択的流通システムに係る協定を締結して商品の販売を行っていた。当該協定には、国内Yamaha子会社から仕入れた商品の再販売価格又は最低再販売価格について以下のような制限条項が含まれていた。 <ul style="list-style-type: none"> <オランダ> 流通業者は店舗内又は外部に向けた価格について、価格リストに掲載された推奨価格を用いなければならない 認定流通業者に宛てたレターによると、リベートの支給条件として、広告に掲載する価格が価格リストの価格から15%以上の割引価格を示さない <イタリア> 価格リストは推奨価格ではなく公表用の価格とされ、いかなる形でも当該価格と異なる価格を公表した場合には、全てのリベートが取り消される 認定流通業者は自由に価格を設定できるが、Yamahaの承認なしに広告物や価格リストを複製しない。違反した場合には、Yamahaは重い制裁を課し得る <オーストリア> 特定の楽器につき、他の流通業者への再販売価格を定めた 欧州委員会は当該協定が欧州機能条約81条（現101条）に違反する旨の決定を行い、Yamahaに対して256万ユーロの制裁金を課した。
2	Pride Mobility Products Ltd. 及び Roma Medical Aids Limited. に対する件（2014年） 英国競争市場庁	オンライン販売の制限 再販売価格の維持を容易にする行為（MAP）	<ul style="list-style-type: none"> 電動車椅子を製造販売するPride Mobility Products Ltd. は、小売業者との間で、特定のシニアカーについて推奨小売価格以下の価格をインターネット上で表示することを禁止する旨の協定を締結していた。 同じく電動車椅子を製造販売するRoma Medical Aids Ltd. は、小売業者との間で、特定のシニアカーについてインターネット販売及びインターネットでの価格表示を禁止する旨の協定を締結していた。 競争市場庁は、当該協定が英国におけるシニアカーの競争を阻害、制限又は歪曲させる目的を有するものであるとして、上記2社及び関連するインターネット専門小売業者に対して英国競争法違反の決定を下した。

2. 確約

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Ultra Finishing 及び Foster Refrigerator に対する件（2016年） 英国競争市場庁	再販売価格の維持を容易にする行為（MAP）	<ul style="list-style-type: none"> 浴室用品メーカーのUltra Finishing Limited及び冷蔵庫メーカーのFoster Refrigeratorは、小売業者が同社らの製品をインターネット販売する際の最低表示価格（MAP）を設定していた。 競争市場庁は、同社らは小売業者が当該価格を下回る価格でインターネット販売を行うことを制限しており、再販売価格維持であり競争法違反だとして異議告知書を送付した。2016年5月、両社とも確約により終結した。